

証 明 願

阿見町農業委員会会長 殿

住所
願出人
氏名 印

下記土地については、農地法第 2 条の農地でないことを証明願います。

1 土地の表示

市町村	大字	字	地番	登記簿 地目	面積 (㎡)	所有者	利用状況及び 経過年数

2 現在の利用状況

3 非農地となった時期及び証明を必要とする理由

添付書面等

- ア 非農地となったことが客観的に証明できる公的証明等
(家屋登記事項証明書, 課税証明等)
- イ 現況写真
- ウ 土地登記事項証明書 (全部事項証明書に限る)
- エ 願出書土地の公図の写し
- オ 必要に応じ, 航空写真, 建物の登記事項証明書 (申請地に建物がある場合。)等の公的
機関が発行した書面等, 非農地となっている現況及びその時点が確認可能なもの

阿農委第 号

上記願出のとおり農地法第 2 条の農地でないことを証明する。

令和 年 月 日

阿見町農業委員会会長 山崎久司 印

留意事項

証明の範囲は、以下のとおりです。

- ① 農地調整法改正法施行（昭和 21 年 11 月 22 日）前の、昭和 21 年 11 月 21 日以前から法第 2 条に定める農地でないもの
- ② 天災等の自然災害により非農地になったもので農地に復元が困難なもの
- ③ 耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するもの。

ただし、対象地が違反転用に対して是正指導中でないもの又は原状回復命令を受けていないもの（他法令違反の是正指導中でないもの等を含む。）に限ります。（違反転用の場合は、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断を行わないこととなっています。）

ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合

イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

- ④ 非農地になってから 20 年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導中でないもの又は原状回復命令を受けていないもの（他法令違反の是正指導中でないもの等を含む）

ただし、耕うん機等の機械を入れることによって耕作が可能となる土地については当然農地であるので証明書の発行は行いません。

また、上記の場合で、一筆の土地の一部が農地、一部が非農地の場合は、農地部分と非農地部分とに分筆されていなくても、農地部分と非農地部分とが、土地の権利者の合意により、地積測量図などによって明確に特定されていれば、証明の対象とします。